

FleaOffice ご利用規約

FleaOffice のご利用、お申込みの前に必ずご利用規約をご確認の上、承諾頂いた方のみ、お申込みにお進みください。

本規約は株式会社インターフェイス（以下「甲」という）が提供する FleaOffice（バーチャルオフィスサービス）を申込、利用契約をした者（以下「乙」という）に対して行う住所表記・郵便物受け取り保管、転送、電話対応代行及び、その他の付随サービス（コンシェルジュサービス）についての規約である。尚、本規約は予告なく変更される場合がある。

第1条（住所利用）

甲は、下記住所（以下「本住所・本物件」という）を会員向けに貸出し、乙は契約期間中、住所を利用できる。
〒231-0002 横浜市中区海岸通四丁目 20 番 2 YT 馬車道ビル
法人登記を行う際は本住所の利用が可能となる。

第2条（利用契約の成立）

1. 本契約は、乙が本規約を同意の上で、当 WEB サイトより申し込み、犯罪による収益移転防止法に基づく本人確認を経て、下記項目の手続完了後、FleaOffice（以下、「本サービス」とする。）の開始に至るものとする。

- A) 乙は本人確認提出資料（別途記載）を甲に電子送付する。
 - B) 甲は当該書類が到着後、審査を経て乙に対し月額及び初期費用の料金を、乙が登録するクレジットカードより、決済を行うものとする。
 - C) 甲は乙からの支払いを確認後、乙に対して FleaOffice のサービスに含まれる IP 電話回線開通情報を乙が登録したメールアドレスに対して、通知をする。
 - D) 乙が提出した確認提出資料に含まれる内容に不備、または虚偽が認められた場合、事実確認が取れるまで本サービスは開始されないものとする。また、乙の提出書類の不備にて、本サービスが開始に至らない場合は、初期費用分を解約事務手数料として徴収し、返金は行わないものとする。
2. 甲の提供するコンシェルジュサービスの料金形態は別紙に定める「コンシェルジュサービス利用料金表」に基づき、乙の任意によって利用できるものとする。
3. 乙の会員契約中は、会議室やコンシェルジュサービスを会員向け価格で利用できるものとする。

第3条（コンシェルジュサービスの提供）

1. 甲は本住所・本物件の受付業務において、有人での対応として、コンシェルジュサービスを、休日を除く毎週月曜日から金曜日までの午前9時より午後6時までの間提供する。但し年末、年始、夏期において運営者の指定し且つ告知した特定の日は休日としコンシェルジュサービスの提供は行わない。また、休日のある月でも、月額の利用料金は変わらないものとする。
2. 新型コロナウイルス等の感染症により、政府、市からの自粛要請や緊急事態宣言等により、コンシェルジュサービスの提供日時は、流動的に変更する可能性があるものとする。また、その変更が生じた場合であっても、利用料金は変わらないものとする。
3. コンシェルジュサービスの提供は、契約名義人にもみこれを行う。ただし、契約者の従業員等で所定の審査を経て登録された者にもサービスを提供する。

第4条（利用目的）

乙は、本住所を事業用住所として利用し、その他の目的に利用しないものとする。

第5条（契約期間）

契約期間は、乙の申し込み日からとし、乙より契約終了・退会の申し出がない限り、契約期間は自動的に更新されるものとする。

第6条（利用料金）

1. 基本料金は月額 3,800 円（税別）とし、WEB の申し込み時に支払い登録をしたクレジットカードから基本料金の 2 か月分を初期費用として支払うものとし、この初期費用は当月分の月額料金と翌月分の月額料金に充当され、以降、毎月 25 日に翌月分の基本料金、および当月のコンシェルジュサービス利用料金（利用した場合に限り）を加算し、クレジットカード決済による自動引き落としにより、甲に支払うものとする。

2. 1ヶ月分に満たない期間の利用であっても、請求対象は1か月単位とする。
3. 甲は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により利用料金が不当となったときは、利用料金の増減を請求することができるものとする。
4. 利用料金の中には、IP電話回線の基本料金は含まれるが、通話料金や電話秘書サービスについては、別途オプション利用料が発生するものとする。

第7条（禁止事項）

1. 乙は、本住所を第3条に定めた目的以外の利用に供し、利用権を第三者に譲渡し、もしくは本住所を第三者に転貸し、または第三者の利用に供してはならないものとする。
2. 乙は書面による承諾を甲に得ることなく、営業権の譲渡、経営の委任、共同経営その他名義事由の如何を問わず、本住所を第三者に利用させてはならないものとする。

第8条（利用資格の停止及び剥奪）

乙に以下の事項が発生した場合は、甲は乙に対し、利用資格の剥奪、停止をすることができる。

乙は資格の停止、剥奪の通知を受けた時は当該日までの債務を速やかに精算する。但し利用期間の残存があっても甲は乙に対して利用料金の返還はしないものとする。

1. 規約や甲が別途定めた規定に違反した場合。
2. 利用審査時に申告した内容、その後の変更内容に虚偽があった場合。
3. 利用料金の支払が遅延した場合。
4. 登録された電話番号、PC又は携帯メールアドレスへ14日間以上連絡をしても応答が無い場合。
5. 運営者又は当該他の利用者の名誉、信用、秩序を著しく毀損した場合。
6. 郵便物等や電話連絡等の利用履歴又は第三者からの被害の申し出等から刑事事件に本住所・サービスを利用している疑義がある場合。
7. 公序良俗に反する行為があった場合。
8. 政治活動、宗教活動、過激派の拠点及び風俗営業・アダルトサイト・出会い系サイト・MLM・マルチ商法・ギャンブルなどの類のビジネス又は類似する行為に本住所を利用した場合。
9. 住民票、免許証、パスポートその他居住の実態のある場所に置くべきものへ本住所を利用した場合。

第9条（契約の解除等）

乙が本契約に違反した場合には、甲は、何らの催告なしに、本住所の利用契約及び利用者登録を解除することができるものとする。

第10条（暴力行為による契約の解除）

乙または乙の従業員及び関係者について、下記各号のいずれかに該当する事由があったときは、甲は直ちに本契約を解除することができる。また乙はその解除通告に速やかに応じなければならないものとする。

1. 乙または乙の従業員及び関係者が暴力団（もしくは政治結社、その他名義の如何を問わず、暴力的不法行為を行う恐れのある団体を含む）または反社会的団体の構成員、または支配下にあるものと判明したとき。
2. 乙または乙の従業員及び関係者が、暴力団（もしくは政治結社、その他名義の如何を問わず、暴力的不法行為を行う恐れのある団体を含む）または反社会的団体の構成員、または支配下にあるものを本物件に反復、継続して出入りさせ、本物件の他利用者並びに、近隣住居者の平穏を害する恐れのある行為があったとき。
3. 乙または乙の従業員及び関係者が、暴力団（もしくは政治結社、その他名義の如何を問わず、暴力的不法行為を行う恐れのある団体を含む）または反社会的団体の店舗、事務所または拠点として本住所を使用した場合、あるいは第三者に同様の目的として使用することを許容した場合。
4. 賭博、ノミ行為、売春斡旋、麻薬及び覚醒剤の使用、売人、その他取締法に触れる行為をしたとき。
5. 罪を犯したものとして、告訴、告発を受け、または逮捕、起訴されたとき。

第11条（契約解除による損害賠償請求）

1. 乙が第7条、第8条あるいは第10条の規定に違反したことにより、甲が社会的損害、営業的損害を受けた場合にはおいては、乙は甲からの損害賠償請求は防げないものとする。

第12条（申込内容の変更）

乙は、入会時の申込み内容又は「利用契約書」の内容等の内、次の事項について変更（変更後の変更を含む）があった場合は変更日から7日以内に所定の手続きをしなければならない。手続きできない特段の事由がある場合は運営者にその旨を申告し、手続期間の猶予の許可を受けなければならない。これらを怠った場合は、強制退会とする。又変更によりサービスを提供することが不相当であると思われる場合は、変更を拒絶又は強制退会とすることができる。

1. 乙並びにその代表者及び契約担当者の住所、氏名
2. 連絡先電話番号

3. 電話転送先電話番号
4. 登録PC及び携帯メールアドレス
5. 乙の事業内容
6. 郵便物等の転送先住所及び宛名

上記事項の変更があった場合は、乙は、メールまたは書面でその旨、変更の内容を連絡することとする。住所変更の場合で、郵便物等の転送先にかかるものの変更の場合は、変更期日も合わせて連絡する。変更期日の指定が無い場合は、連絡を受けた日より住所を変更する。

又乙の住所、名義の変更を伴う場合は、会社登記簿謄本、会社代表者、個人の運転免許証等変更を証明する書類を提出する。甲は提出された住所に基づき、その変更の確認を行うこととする。

第13条（契約終了時）

1. 乙が、甲に契約終了の申し出をする場合（第7条、第8条あるいは第10条の規定に違反したことによる契約解除を除く）には、毎月15日までにメール又はFAX等で甲に連絡をすることとする。
2. 乙が本契約の終了を申し出る際は、乙は、契約終了日から1か月以内に甲から提供された住所、電話番号、FAX番号等のすべてを、Web上、名刺、パンフレット、登記等から削除・修正・破棄しなければならない。乙が契約終了後も、これら、甲から提供されたものを故意に使用した場合は、甲が請求する違約金額を支払うものとする。
3. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、いかなる金銭も請求しないものとする。
4. 甲は、乙の提供された情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認資料等）及びFleaOfficeの運営上知りえた情報について厳重に管理、保管、又は破棄し乙に返還はしない。又甲はこれらの乙の情報は不正利用や漏洩の無いよう規則に従い、厳格に取り扱う義務を負うこととする。但し、監督官庁からの情報開示要求がなされた際は、開示するものとする。

第14条（契約の消滅）

1. 天変地異その他の不可抗力により、本物件の全部または一部が滅失もしくは破損、崩壊し、本物件及び本住所の利用が不可能となったとき、又は将来都市計画等により、本物件が収用または利用制限され、甲が乙に対して、契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然に消滅するものとする。
2. 前項の理由で本契約が消滅する場合、甲及び乙は互いに賠償責任の請求を行わないものとする。

第15条（遅延金損害）

乙が本契約に基づく債務の支払いを遅延したときは、甲は遅延金額に対して年14.6%の割合で算定した損害金（日割り計算による）を乙に請求することができるものとする。

第16条（免責）

1. 震災、風災害、火災、盗難、甲の電気通信設備のやむを得ない障害その他、甲の責に帰することが出来ない事由により、乙が損害を被った場合は、甲は損失補填の責を負わない。
2. 本契約締結後、本物件の維持管理上、甲が行う補修または改造工事のため、共有部分あるいは本物件の一部が使用上の制限を受けることにより生じた乙の損失について、甲は損失補填の責を負わないものとする。
3. 法令の改正、甲の倒産その他やむを得ない事由で甲が本契約の継続ができなくなったことに寄って、乙が損害を被った場合、甲は損失補填の責を負わないものとする。

第17条（守秘義務）

甲は乙より知り得た情報に関してバーチャルオフィス運営以外の目的で使用、担当者以外に漏洩、不正利用されることが無いよう、法令その他規範を遵守する義務を負う。

但し、警察等・検察等捜査機関より情報照会を受けた場合は、甲は速やかに情報照会に応じるものとする。

第18条（協議）

本契約に定めない事項・契約内容の変更については、甲乙協議の上、定めるものとする。

第19条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、横浜地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。